

いじめ防止対策 基本方針

〈令和6年4月〉

四街道市立千代田中学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、すべての生徒に関係する問題である。そのため、我々教職員は、いじめに対し「絶対に許さない」という強い意識のもと、他人を傷つける暴言や暴力を排除するように指導しなくてはならない。

また、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめのない学校にすることが我々の使命である。いじめのない学校にするためには、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力や人の心の痛みを感じ取れる感性を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを我々教師が意識し、共通理解のもと実践していくこととなる。

いじめを生まない土壌をつくるためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめを決して許さない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要であると考えらる。

本方針は、教職員、生徒、保護者、学校評議員等から幅広い意見を取り入れ作成したものである。「いじめは誰にでも起こりうる」という認識のもと、いじめを認知した場合には、本方針に従って迅速かつ適切に対応し問題解決に努める。また、生徒や保護者に対しては正確で丁寧な説明を行い、虚偽や隠蔽は決して行わない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第二条より＞

いじめの理解として、本方針では4つの視点を示している。

- ①「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」
- ②「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ③「暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。」
- ④「学級や部活動などの所属集団の構造上の問題、観衆として囃し立てたり、面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。」いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることができる。「暴力を伴ういじめ」は目に見えやすいものも多く、学校が把握して毅然とした対応がされるケースが多い。「暴力を伴わないいじめ」や「インターネットを通じて行われるいじめ」は目に見えにくいいため見過ごされることが度々ある。トラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や、はじめに被害を受けた生徒が数名の仲間でもやり返す場合もある。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くある。具体的には以下のようなことがあげられる。

- ・無視や仲間はずれのような心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む）
- ・悪口、からかい、冷やかしなど嫌なことを言われるもの。
- ・嫌なことや危険なことを無理にさせられるもの。
- ・金品を盗られる、物を隠される、壊されるなどの行為。
- ・携帯電話やスマホ、パソコンなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするなどのインターネットに関連するもの。

3. いじめ防止等への組織的対策について

- (1) 校内に「いじめ対策推進委員会」を置く。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど必要に応じて設置するものとする。
- (2) いじめ対策推進委員会は定期的にいじめの未然防止、早期発見、対処等いじめの問題に係る情報交換を行い、対応を協議するほか、必要に応じて臨時に招集し協議、対応することとする。
- (3) 協議や対応する内容に応じて組織の構成については柔軟に対応していくこととする。

4. いじめの未然防止について

- (1) 豊かな感情を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもの育成に努める。
 - ・自尊感情を育むとともに、他を思いやる心と強い心の育成を目指す。
 - ・人権に対する正しい理解、偏見や差別のない学校生活に努める。
- (2) 年間を通じて、『「いのち」のつながりと輝き』を主題とし、「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の推進に努める。
 - ・道徳の授業では、意図的・計画的にいじめに関わる題材を取り上げ実践する。
 - ・「いじめ撲滅キャンペーン」期間中は、DVD教材等を活用した授業を実践する。
- (3) 「生徒指導の機能」を生かした、わかる授業づくりに努め、問題行動の未然防止に努める。
 - ・生徒に自己決定の場を与える。
 - ・生徒の自己存在感や自己有用感を与える。
 - ・共感的な人間関係を育む。
 - ・安心、安全な風土の醸成に努め、お互いの個性や多様性を認め合える。
- (4) 定期的ないじめ講話やいじめ防止授業の実施
 - ・集会で校長、教頭、生徒指導主事等が話す。
 - ・学級、学年単位で授業を行う。
内容：いじめの重大性に自ら気づき、主体的に行動できる生徒
円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる生徒
いじめについて、勇気をもって大人に相談することができる生徒
傍観者とならず、いじめを止めるための行動をとることができる生徒
- (5) 教育相談体制を整備し、生徒の悩みや変化に気づき、早期発見に努める。
 - ・定期教育相談を各学期に1回程度実施する。
 - ・毎回事前にアンケートを実施する。
 - ・生徒が相談しやすいよう、環境や座り方に配慮する。
- (6) 生徒会活動によりいじめ防止を訴え、解決を図れるような自治的活動に取り組む。
 - ・クラス毎にいじめゼロ宣言を決定し、生徒集会の場でクラス毎の宣言をする。
 - ・環境委員会の呼びかけで、クラス毎にいじめゼロのポスターを掲示する。
 - ・イエローリボンキャンペーンを実施する。
- (7) インターネットトラブル対策(インターネットを介してのいじめも重大な人権侵害)として、情報機器の持つ危険性や、その使用法を学び、問題の解決にあたる。
 - ・技術科の授業で情報モラル学習を実施する。
 - ・情報モラル教室(生徒・職員)を実施する。
 - ・長期休業前に文書で保護者への啓発活動を行う。

- (8) 保護者への啓発活動として、年度当初より、いじめに対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。
- ・学校だより、学年だより、ホームページを通して啓発活動を実施する。
 - ・保護者会等での啓発活動を実施する。
 - ・「いじめのサイン発見シート」等で、保護者にいじめ問題に直面している子どもの変化の特徴を周知する。
- (9) 職員研修を通して、いじめ対策や指導についての指導力の向上に努める。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめの原因・助長になることがないようにする。
 - ・日頃から生徒同士の暴言や暴力に敏感になり、それを排除する。
 - ・過度の競争意識、勝利至上主義等で生徒のストレスが高まり、いじめに発展することがないようにする。
 - ・いじめ防止に向けて適宜研修を実施していく。
- (10) 学校として、特に配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、外国人生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、新型感染症等に罹患している生徒や、それらに携わる家族を持つ生徒）について、教職員が生徒の特性を理解して情報を共有して、保護者と連携しながら周囲の生徒に対する必要な指導を組織的な対応を行う。

5. いじめの早期発見について

いじめの問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となる。すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づくことが早期発見につながる。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。また、いじめが生じた際に本人及び周囲の生徒からの SOS があることで早期解決につながることを期待される。また、SOS の出し方教育について、年間計画に位置づけ指導する。全ての生徒が「いじめられていることやいじめを通報することは恥ずかしいことではなく、相談、通報は適切な行動である」という意識を持てるよう、年度初めの早い時期に指導に当たる。

その中でも本人の申し出より、周りからの情報を入手しやすいという認識をもち、周囲の生徒からの情報も重視して指導に臨む。

- (1) いじめの情報に敏感に対応する。
- ・日頃から生徒の行動を注意深く見守り、気になることを発見する。
 - ・昼休みなど授業時間以外の生徒の人間関係を観察するなど、日常的にいじめの早期発見に取り組むようにする。
 - ・周りの生徒や保護者からの情報を大切にする。
 - ・いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を学校だより等で示したり、速やかに学校に相談するように啓発したりする。
 - ・周りの教職員からの情報を共有する。
- (2) 定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・市教委作成による生徒・保護者用のアンケートを実施する。(6月)
 - ・市教委作成資料を参考にしたアンケートをタブレットを用いて年に2回(11・2月)実施する。
 - ・アンケートについて定められた期間(3年間、重大事態は5年)保存、管理する。
- (3) 相談ポストを設置する。
- ・相談室前に設置している相談ポストを学校だよりや学級担任をとおして生徒、保護者に周知し、職員が定期的にポスト内を確認する。
- (4) 相談窓口の周知を行う。
- ・ホームページや学校だより等を活用し、学校内外の相談機関を周知する。
 - ・いじめを含む相談窓口(青少年育成センター・SC)や学校(担任・学年主任・生徒指導担当等)との連絡方法を学校だより等で保護者に周知する。

- ・いじめの相談があった場合は、事実確認の把握に努め、いじめであるか否かの判断をする。決していじめであるか否かの判断は個人で判断せずに、すべて学校いじめ対策推進委員会に報告、相談する。

相談窓口

・四街道市青少年育成センター	Tel 043-421-7867
・千代田中学校	Tel 043-423-4611
・SC相談室（直通）	Tel 043-423-4647

(5) 教職員は相談・報告を確実に行う。

- ・教職員は、いじめを発見したり、兆候を察知したりした場合は、速やかに学校いじめ対策推進委員会に報告し、組織的対応を協議する。その情報及び対応を管理職及び全学年で共有する。

6. いじめを認知した場合の対応について

いじめがあると確認した場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。組織では事実関係の把握、さらにはいじめであるか否かの判断を組織的に行う。そして、教職員への周知と共通行動の確認をし、組織的に対応していく。双方の保護者には、「学校いじめ防止対策基本方針」に沿って対応することを伝える。また、関係生徒のプライバシーには十分に配慮する。

いじめを受けた生徒・保護者に対して

- (1) いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、「学校いじめ防止基本方針」に沿って「いじめ対策推進委員会」で指導方針を迅速に決定し、いじめの被害生徒を支援するため、またいじめが解消に至るまで支援を継続するための対応プランを策定し、確実に実行する。
- (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援を行う。
 - ・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明する。
 - ・学校の指導方針を説明し、協力を依頼する。
 - ・状況に応じてSC、SSW等につなげる。
 - ・いじめが深刻化することを防ぐために警察への通報や関係機関を活用する。
 - ・いじめをきっかけとして不登校に陥った生徒については、いじめの解決に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組みんでいく。
- (3) いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題を解決する。
 - ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限りの不安を取り除いていく。
 - ・いじめ加害生徒が被害生徒や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけてくることを防止するために、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・いつでも教職員に相談できる体制をつくり、SCを紹介する。
- (4) 事実の確認を正確に行う。
 - ・生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応する。
 - ・当該生徒、関わりのある生徒、すべての教職員から情報を得て、事実関係を2人1組で個別に聞き取り、正確に把握する。（だれが、いつ、どこで、何を、どのように等）
 - ・具体的な情報を詳しく整理し、データで記録し、共有しやすい状況をつくる。
 - ・確認したことをもとに、事実を確定し、いじめの調査結果については、被害生徒及び保護者へ情報を適切に提供する。

7. 指導について

いじめを行った生徒に対して

- (1) 行った行為については、毅然とした指導をする。
 - ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
 - ・いじめを受けた生徒やいじめを申告した生徒に対し圧力をかけることは許されないということを示し、絶対に行わせないように指導する。
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であると共に、犯罪であり刑事的責任や賠償責任を負うこともあることを理解させ、自らの行為の重大性を自覚させる。
 - ・生徒間、保護者間での謝罪の場を持ち、相互に気持ちを伝え合い、今後の良い人間関係の構築につながる支援をする。
 - ・自分を省みなかったり、繰り返しいじめを行ったりするなどの場合は、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- (2) いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。
 - ・被害生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
 - ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援をしていく。
 - ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
 - ・状況に応じて、カウンセラーなど専門職を活用し指導にあたる。

いじめを行った生徒の保護者に対して

- (1) 問題解決に向けて、協力を求める。
 - ・事実関係の確認後、迅速に保護者へ報告する。
 - ・加害者と同席で、事実関係の確認を行う。
 - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

- (2) 良い面を伸ばし、自己肯定感がもてるように継続的に子どもに接するよう示唆する。
 - ・いじめをした生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・自分の課題とするべき点について反省するとともに、良い点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行う。

- (3) 自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接するよう示唆する。
 - ・必要に応じて、特別な指導計画のもと、指導に当たる。
 - ・出席停止や警察等との連携による措置をとる。

傍観者（周囲の生徒集団）に対して

- (1) 傍観は「いじめている」と同じであるという認識のもと、指導に当たる。
 - ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周囲で傍観している者がいることで、より深刻な問題になるということを理解させる。
 - ・勇気を持って教師や保護者へ相談することは正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

- (2) 「いじめを決して許さない」という意識の醸成を図る。
 - ・すべての教育活動を通して互いの良さを認めあえるような人間関係を育成する。
 - ・いじめが発生した場合、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させ、被害者に寄り添えるという正義感の育成を図る。

いじめの解消について

- (1) 「いじめが解消している」状態については、国基本方針をもとに、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。また、「解消している」状態に至った場合でも、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒を注意深く観察する。

(国基本方針より抜粋)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に係わらず、学校の設置者又は学校いじめの対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

8. 重大事態への対処について

47 重大事態

1. 生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 2. 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ◎生徒が自殺を企図した場合
- ・軽症で済んだものの、自殺を企図した。
- ◎身体に重大な被害を負った場合
- ・刃物で刺されそうになったが、回避した。
 - ・おう吐などの心因性の身体反応が続く。
 - ・わいせつな画像等がインターネット上に拡散された。
- ◎金品等に重大な被害を被った場合
- ・金銭を要求され、お金渡した。
- ◎転学等を余儀なくされた場合
- ・欠席が続く、当該校へは復帰ができないと判断し、転校した。
- ◎登校できない状態が続く、その日数が年間30日を超えた場合
- ◎生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合
- <法および国基本方針、第28条1項1号、2号定義より>

重大事態の調査に当たっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに以下の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により、適切に実施する。

(1) 事実関係の確認

- ・確認は「いじめ対策推進委員会」のメンバー、関係生徒の担任及び学年主任を中心に、要因となったいじめ行為の態様（いつ・誰から・どのように）と学校・教職員の対応を、速やかに調査・確認する。

(2) 事実関係確認後の対応

- ・重大事態であると確認した場合には、直ちに学校内及び市教育委員会に報告、連絡する。
- ・一報後、改めて文書により報告する。（認知・調査に係る報告書、事案により事故報告書）
- ・学校いじめ対策推進委員会を招集する。（弁護士等の第三者を含める）
- ・市教育委員会、警察、児童相談所等との連携は、教頭を窓口に行う。
- ・電話等の外部からの問い合わせの対応は教頭が行う。その際、一般職員の対応を統一する。
- ・全校生徒や保護者への説明は、被害生徒や情報提供生徒を守ることを最優先しながら、虚偽や隠蔽をすることなく、丁寧かつ誠実に行う。

9. 公表・点検・評価等について

- ・作成したいじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- ・いじめに関する調査や分析を行い職員会議等で提示する。
- ・年度末にいじめ防止の取組について評価し、必要に応じて、いじめ防止対策基本方針を見直し、修正していく。
- ・学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修など、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取り組みの改善を図る。

10. 年間活動計画（予定）

	学 校 行 事	いじめ問題に関する活動
4月	入学式 授業参観・保護者会 情報モラル教室 SOSの出し方教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針を全職員で確認する。 ・保護者へいじめ防止基本方針の説明（保護者会） ・情報モラル教室(スマートフォンの利用) ・SOSの出し方教育を全校集会にて実施する。 ・いじめ対策推進委員会（指導部会・主任会）を定期的 に開催する。
5月	生徒総会 体育祭 1・2年校外学習 3年修学旅行 教育相談1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会でいじめ撲滅宣言の確認 ・体育祭を通じた人間関係づくり ・1・2年：校外学習を通じた人間関係づくり ・3年：修学旅行を通じた人間関係づくり ・教育相談アンケート、定期教育相談
6月	いじめ調査1回目 全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会作成のもの（生徒・保護者）・現状確認 ・いじめ講話（全校集会）
7月	三者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への聞き取り
8月	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（具体的な事例を用いる）
9月	生徒会選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会としてのいじめ0宣言づくり
10月	合唱祭 教育相談2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱祭を通じた人間関係づくり ・教育相談アンケート、定期教育相談
11月	いじめ調査2回目 いじめ撲滅月間	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットによる生徒用アンケート、現況の確認 ・いじめ撲滅宣言の発出、掲示 ・キャンペーンの実施
12月	保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換
1月	教育相談3回目 入学説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート、定期教育相談 ・いじめ防止対策基本方針の説明
2月	いじめ調査3回目 職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットによる生徒用アンケート、現況の確認 ・いじめ防止対策基本方針の見直し
3月	三者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者からの情報を確認する。